

## 令和7年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下併せて「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和7年6月19日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 (1) いわゆる三省協議を引き続き進め、法務省及び文部科学省とも連携し、より一層の名誉回復と差別偏見除去に努める。
- (2) 令和6年3月及び令和7年3月に取りまとめた「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」により得られたデータの利活用について、その条件・方式を統一交渉団と協議しつつ、速やかなアクセス実現を図る。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師確保については、厚生労働省等の取組による成果も一部に見られるものの、療養所の地理的状況や給与等の医師の処遇が民間と比較して低いなどの要因により、なお欠員の解消に向けて取り組む必要があり、医師確保推進のために医師の処遇や勤務環境の改善が必要であることは厚生労働省と統一交渉団の共通認識となっている。この認識の下、厚生労働省は、令和6年4月から国立ハンセン病療養所医師確保対策官を設置したことも踏まえて医師確保のための対応を一層強化し、電子カルテ整備等のIT対応に関して、導入時の研修費も含め必要な予算を確保するとともに、システム管理・維持に係る技術的支援・研修実施により各療養所における円滑なシステム運用を図るなど、医師の勤務環境改善を図る。さらに、副園長が長期不在の栗生楽泉園、星塚敬愛園及び奄美和光園の3園の副園長確保について最優先事項として取り組む。併せて、統一交渉団とも協議しつつ、初任給調整手当の増額要求を含む医師の処遇改善について関係機関への要求・調整を粘り強く行うなど医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員については、入所者の高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること、入所者本人の意思を尊重したライフサポート（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む。）の一層の充実を図ることが重要であること等を踏まえ、厚生労働省は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の趣旨を踏まえつつ、上記ライフサポートの取組に必要な人員確保など、今後の定員合理化計画への対応を含む定員に関する増員要求など、引き続き良好で平穏な療養環境の充実のために必要な人員を確保する。また、三交替制での介護を実施する療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を必要に応じて設ける。
- (3) 国立ハンセン病療養所における定員内の職員の退職後及び賃金職員の定員化後の人員確保並びに期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用については、定年退職者について施設長が必要と判断した場合には、介護員及び調理師のフルタイム再任用を可能とするなど再任用制度を適切に運用しつつ、期間業務職員に関して、効果的な募集方法等に関する取組を進めるとともに、各

施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できるとの運用等を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。

- (4) 国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充については、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
  - (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航については、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航の確保に取り組む。令和6年度冬季（11月～2月）にかけて職員通勤用の民間委託船（庵治航路）の欠航に起因する職員欠勤の増加により入所者の医療・介護・生活に多大な支障が生じたとの指摘を踏まえ、入所者の療養環境の確保の観点から、入所者自治会を含む関係者との協議を継続し、同園における人員体制の確保を図る。  
また、大島青松園の将来構想を検討する場の設置に向けて、関係地方自治体等に対する協力要請等の必要な対応を行う。
  - (6) 国立ハンセン病療養所への交通手段については、療養所によっては利用可能な公共交通機関の運行が限られていること等の課題があることを踏まえ、療養所職員による送迎支援又は送迎業務の委託契約により療養所訪問に係る交通手段の確保を図るとの取組方針の下、療養所ごとの実情に応じた検討及び各入所者自治会への説明と理解の下に実施することとし、当該取組が実現できるよう調整を図るとともに必要な予算を確保するものとする。
  - (7) 入所者一人一人の意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議、並びに委員会組織の外部委員に対する研修について、令和7年度中に実施できるよう必要な事項を協議する。  
国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるにあたっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。
  - (8) 国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス感染症対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のための対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、感染防止対策の確保及び地域との交流の両立に努める。
- 3 (1) 地域社会で生活する回復者が、ハンセン病特有の後遺症、心情等の個々の具体的な事情に応じた適切な医療及び介護を受けることができるよう、協力医の拡充等支援体制の充実に努めるとともに、個々の回復者と医療機関・介護事業者等をつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員（以下「専門相談員」という。）による支援の重要性に鑑み、専門相談員の配置及び拡充に努める。
  - (2) 厚生労働省の委託事業である「ハンセン病対策事業（沖縄ハンセン病対策）」（令和7年度委託事業者：沖縄県ゆうな協会）及び「社会復帰者等支援・元患者家族関係回復事業」（令和7年度委託事業者：社会福祉法人ふれあい福祉協会）について、当事者のニーズや意見に添った適切な運営が行われるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及びPDCAサイクルの徹底を指

導するとともに、適切な事業見直しが図られるよう、事業の評価及び管理・監督体制を整える。

特に、「ハンセン病対策事業（沖縄ハンセン病対策）」については、沖縄本島、宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員の派遣等による支援及び今後の相談支援体制の検討、生活支援事業の支援員拡充及び運用改善並びにゆな診療所の医師確保に努める。

「社会復帰者等支援事業」については、とりわけ回復者の多い首都圏・関西・奄美・熊本等への専門相談員の配置及び拡充に努める。

また、都道府県の相談窓口において個々の回復者への支援が行われるように、引き続き都道府県に要請するとともに、研修の充実など体制整備に努める。各種相談窓口の相談員、療養所のソーシャルワーカー等の職員、ピア相談員の連携のための意見交換の場の設定に努める。

退所者給与金の現況調査や送金依頼のはがきの提出がない場合に、丁寧なフォローアップを行う。

偏見差別解消に向けた啓発へのより積極的な取組を行い、講師派遣事業の効果的な周知の在り方について検討する。

- (3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を今年度中に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。
- (4) 各地での退所者・非入所者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者の「尊厳ある老後生活」を実現する支援策を検討する。

- 4 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

また、家族関係事業（家族交流会事業、講師等派遣事業及びピア相談事業）については、家族に対する国の法的責任を踏まえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることをしっかりと位置付けた上で事業実施する。

- (2) 同様の経験を持つ家族の相互交流を深めることにより、自身の被害回復および家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

講師等派遣事業については、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、より広く、積極的かつきめ細かに事業が展開できるよう、法務省及び文部科学省と連携し、最大限努力する。また、講師を務める家族の精神的及び経済的負担の軽減のために、必要な対応を検討する。国立ハンセン病資料館との連携を深めるべく、国立ハンセン病資料館との意見交換を実施する。委託事業者による適切かつ円滑な事業遂行のため、委託事業者に適切な指導を行うとともに、委託事業者を含めた協議の場を検討する。

その他、両事業の実施にあたっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行う。

- (3) 家族の被害回復及び偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害や思いを綴った冊

子等を発行することの意義を踏まえ、国立ハンセン病資料館と連携し、家族及び弁護士ときめ細かな協議・意見交換を行いながら、冊子等の作成・普及に向け、最大限努力する。

- (4) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、ピア相談事業の拡充・広報も含め、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行いつつ、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力する。
- (5) 国立ハンセン病資料館及び各療養所の社会交流会館（資料館）における、元患者家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、引き続き、かつ早急に展示の見直しを行い、家族訴訟及びその判決の内容、家族が被ってきた被害等に関する展示を整備する。また、その整備にあたっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行う。
- (6) 家族補償法に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析し、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行いつつ、制度のさらなる周知広報等を行い、また偏見差別をおそれて請求を躊躇している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細かな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力する。

- 5 (1) 厚生労働省は、歴史的建造物保存等検討会において承認された療養所における歴史的建造物等の保存計画について、計画どおりに保存等の措置が進められるよう各療養所と連携しながら対応していく。また、令和6年度は療養所からの同検討会への保存計画承認申請が進まなかったことを踏まえ、令和7年度も引き続き保存に関する厚生労働省の積極的関与が必要であることを確認する。厚生労働省は各療養所を訪問して地元のワーキンググループでの保存に関する議論が進むよう対応するとともに、統一交渉団とも進捗状況を十分共有し、令和7年度内に同検討会を開催する。
- (2) 各療養所の社会交流会館（資料館）については、引き続き学芸員の配置を進めるとともに、地域交流とハンセン病問題の歴史や人権啓発という使命を果たすため、厚生労働省において、将来にわたりこれを維持運営していけるよう対応していく。
- (3) 「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、厚生労働省の進める施策とも方向性を共有しており、引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく。

- 6 厚生労働省は、都道府県に対し、その保管するハンセン病関係文書につき、今後とも適切な保存管理を徹底するよう注意喚起するとともに、保存の基準等に関して情報を提供する。

厚生労働省は、各療養所に残されている資料の調査につき、今年度中に終了するとともに、保存選定基準を策定して、順次、保存すべき資料の選定作業に着手する。資料の選定、保管に関しては、引き続き統一交渉団と協議する。

- 7 療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることを改めて確認し、統一交渉団との意見交換会の経過が継承されず、その開催が継続されていない現状を反省して、その継続的な開催を行い、これらの課題の具体的内容に

ついて協議、検討することとし、その第1回の意見交換会を秋口に開催することとする。

令和7年10月15日

統一交渉団  
代表

堅山 勲



ハンセン病問題対策協議会座長  
厚生労働副大臣

仁木 博文

